

理由

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解第二条に規定する紛争解決機関による承認に基づき、引き続き、アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等に報復関税を課するため、課税物件に係る輸入期限等を延長する必要があるからである。